

給食施設管理運営の手引

旭川市保健所

令和2年7月

も く じ

1 はじめに	1
2 給食施設の定義	1
3 給食施設の分類	1
4 給食関係者の役割	2
5 設置者の責務	3
6 報告について	5
7 保健所の役割	6
【各種様式・参考資料】	
(1) 各種様式	7
(2) 関係法令等	14

1 はじめに

特定かつ多数の人に継続的に食事を供給する「給食」は、利用者にとって、日常生活の環境であるため、栄養管理の行き届いた健康的で適切な給食を供給することは利用者の健康維持・増進、QOL（生活の質）の向上につながります。

併せて、教育的なアプローチを行うことにより、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会ともなります。

本手引きは、健康増進法及び関連法令に基づいた内容としています。施設種別によっては、他の法令で定められた事項もあることから、関係法令も確認してください。

旭川市のホームページにも、届出書及び報告書等の書式を掲載していますので、必要な書式をダウンロードの上、活用してください。

◎旭川市の給食関係ホームページはこちら

旭川市役所トップページ → くらし → 健康・福祉・衛生・ペット → 栄養士
調理師免許・給食施設 → 給食施設関係

2 給食施設の定義

本手引きにおける給食施設とは、特定[※]かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設をいいます。

※ 必ずしも同一人物に限らないが、対象者の大部分が定まっている。

3 給食施設の分類

食数により、次のとおり分類します。

(1) 特定給食施設（健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条）

特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を概ね週4日以上かつ1か月以上継続して供給する施設

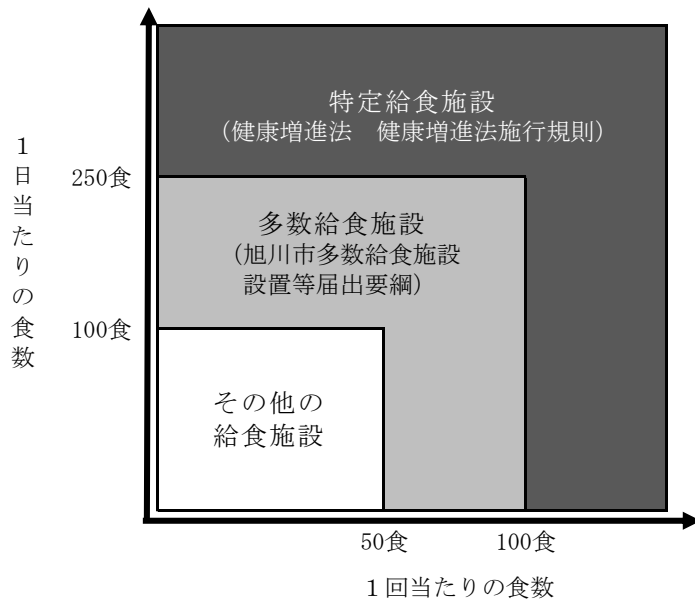
(2) 多数給食施設（旭川市多数給食施設設置等届出要綱）

特定給食施設以外の給食施設で特定かつ多数の者に対して継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を概ね週4日以上かつ1か月以上継続して供給する施設

(3) その他の給食施設

(1)、(2)に該当しない特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設

【給食施設の食数による分類】



注) 1日当たり及び1食当たりの該当食数が交差する点で確認すること。

ただし、供給頻度が週4日未満又は1か月に満たない場合は、いかなる食数であっても「その他の給食施設」となる。

4 給食関係者の役割

質の高い給食を供給するためには、施設の従事者それぞれが各自の役割を果たす必要があります。

施設の設置者	代表取締役・理事長等
	当該施設を設置する最高責任者です。栄養士・管理栄養士の配置や施設運営等に責任を持ちます。 健康増進法における給食施設の栄養管理に関する事項は、当該施設の設置者に義務付けられています。
施設を管理する者	施設長・施設管理者等
	健康増進法に基づき、給食利用者に適切な給食を責任を持って供給する立場にあります。 施設設備の整備・従事者の健康管理・労務管理等に十分配慮し、円滑な給食の実施を図ります。
施設従事者	医師・看護師・介護職員・保育士等
	栄養管理に必要な利用者の健康状態や栄養状態等を把握し、給食従事者に情報提供します。
給食従事者	管理栄養士・栄養士・調理師・調理従事者等
	供給する食事の献立を作成し調理を行うため、利用者の健康に直接影響を与えます。 栄養管理や栄養教育に必要な専門的な知識・技術の向上に努めます。 施設従事者や利用者等と連携して業務の改善を図ります。
利用者	入所者・園児・児童・生徒等
	従事者から発信される情報等から、栄養・食生活に関する正しい知識を持ち、より良い給食になるよう意見提出に努めます。

5 設置者の責務

(1) 届出の義務

特定給食施設及び多数給食施設の設置者は、給食を開始した場合、届出の内容に変更が生じた場合及び給食施設を廃止又は休止した場合、その旨を旭川市保健所に届け出る必要があります。届出の事由が発生後、1か月以内に提出してください。

これらの届出は、給食業務を委託している場合でも、施設の設置者が提出します。

【特定給食施設】

届出事由	提出書類	根拠法令等	様式
<ul style="list-style-type: none"> 給食を開始した場合 休止していた給食を再開した場合 供給食数及び頻度が特定給食施設に至った場合 	特定給食開始届	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法第20条第1項 旭川市健康増進法施行細則第3条 	様式第1号
<ul style="list-style-type: none"> 以下の項目に変更があった場合 (施設名称, 所在地, 設置者の氏名及び住所, 施設の種類, 1日の予定食数及び各食毎の予定給食数, 管理栄養士及び栄養士の員数等) 	特定給食届出事項変更届	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法第20条第2項 旭川市健康増進法施行細則第4条 	様式第2号
<ul style="list-style-type: none"> 給食を休止又は廃止する場合 	特定給食休止・廃止届	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法第20条第2項 旭川市健康増進法施行細則第5条 	様式第3号

注) 枠内の太字は、遅延が多い事由。

【多数給食施設】

届出事由	提出書類	根拠法令等	様式
<ul style="list-style-type: none"> 給食を開始した場合 休止していた給食を再開した場合 供給食数及び頻度が多数給食施設に至った場合 	給食事業開始届出書	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市多数給食施設設置等届出要綱第3条 	第1号様式
<ul style="list-style-type: none"> 以下の項目に変更があった場合 (施設名称, 所在地, 設置者の氏名及び住所, 施設の種類, 1日の予定食数及び各食毎の予定給食数, 管理栄養士及び栄養士の員数等) 	給食事業届出事項変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市多数給食施設設置等届出要綱第4条第1項 	第2号様式
<ul style="list-style-type: none"> 給食を休止又は廃止する場合 	給食事業休止・廃止届出書	<ul style="list-style-type: none"> 旭川市多数給食施設設置等届出要綱第4条第2項 	第3号様式

注) 枠内の太字は、遅延が多い事由。

(2) 管理栄養士及び栄養士の配置の義務

給食施設で供給される食事は、利用者の健康づくりや疾病予防の一端を担っており、利用者の状況に合わせた食事内容であることが不可欠です。

利用者が安心しておいしく食べられる食事の供給は、栄養管理、給食管理の専門職である管理栄養士・栄養士の存在が欠かせません。

特定給食施設の管理栄養士・栄養士の配置については、健康増進法において次のとおり定められています。

ア 管理栄養士を置かなければならない施設

(健康増進法第21条第1項、健康増進法施行規則第7条)

特別な栄養管理が必要な施設として定められた指定施設

イ 管理栄養士又は栄養士を置くように努めなくてはならない施設

(健康増進法第21条第2項、健康増進法施行規則第8条)

上記ア以外の特定給食施設

なお、医学的な管理を必要とする施設以外の特定給食施設のうち、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する施設の設置者は、栄養士のうち少なくとも1人は管理栄養士であるよう努めなくてはなりません。

【管理栄養士・栄養士の配置義務施設分類】

施設種類 予定食数	医学的な管理を必要とする施設	左記以外の施設	
	病院 介護老人保健施設 介護医療院	学校等以外	学校等
1回 500 食以上 又は 1日 1,500 食以上	管理栄養士配置の 必置義務 (指定1号施設)	管理栄養士配置の 必置義務 (指定2号施設)	管理栄養士配置の 努力義務
1回 300 食以上 又は 1日 750 食以上	管理栄養士配置の 必置義務 (指定1号施設)	管理栄養士配置の 努力義務	管理栄養士配置の 努力義務
1回 100 食以上 又は 1日 250 食以上	栄養士配置の 努力義務	栄養士配置の 努力義務	栄養士配置の 努力義務

注) 施設種別により、他の法令等で管理栄養士や栄養士に関する規定がある場合があるため、関係法令等も必ず確認すること。

(3) 健康増進法の規定に違反した場合

特定給食施設において、適切な栄養管理を行わない場合や管理栄養士の配置義務に違反した場合には、その施設の設置者に対して罰則が適用されることがあります。

違反の内容	ア 管理栄養士を置かなくてはならない指定施設であるにもかかわらず管理栄養士を置かない場合 イ 適切な栄養管理を行わない場合 ウ 正当な理由がなく、栄養士または管理栄養士を配置せず、栄養管理を行わない場合
勧告及び命令	保健所長は当該設置者に対し、管理栄養士を置く、又は適切な栄養管理を行うよう勧告（健康増進法第23条第1項） さらに勧告に係る措置を執らなかつた時は設置者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずる（健康増進法第23条第2項）
罰則	50万円以下の罰金を適用（健康増進法第72条第1項）

6 報告について（旭川市健康増進法施行細則第2条）

旭川市では、給食施設における給食運営及び栄養管理の状況を把握するため、例年5月に供給した給食に係る内容について、該当区分の様式により栄養管理報告書の提出を求めています。

この報告書の項目は、給食運営及び栄養管理等の状況を把握するための具体的な内容となっているため、給食施設が栄養管理報告書を作成することは、自らの給食施設の栄養管理状況を把握し見直すことができるとともに、施設の課題や問題点を発見することにつながります。

保健所は、栄養管理報告書から各施設の栄養管理状況及びニーズや課題を把握し、巡回指導や集団指導に活用します。また、結果を集計することにより、地域や施設種類別の課題等の把握につなげ、給食施設指導の計画等に反映させています。

【施設種別による様式区分】

施設種別	様式区分
小・中・高等学校等	学校
病院	病院
保育施設（認可、認可外）、認定こども園、幼稚園、児童養護施設、児童発達支援センター等	保育所等
介護老人保健施設、老人福祉施設（特別養護老人ホーム・通所介護施設・その他高齢者施設）、障害者支援施設等	社会福祉施設等
事業所、自衛隊、寄宿舎、矯正施設等	その他

7 保健所の役割（健康増進法第18条第1項第2号及び第22条）

保健所の栄養指導員は、特定給食施設等について、健康増進法に基づき必要な指導及び助言を行っています。^{*}

※ 健康増進法第19条の規定により、保健所長が任命する者

【保健所の栄養指導員が給食施設へ行う指導及び助言】

個別指導	<ul style="list-style-type: none">・栄養管理の方法や利用者への栄養指導等についての指導や助言・来庁による相談，電話による相談等・特定給食施設及び栄養士が配置されていない多数給食施設についての巡回指導
集団指導	<ul style="list-style-type: none">・給食施設の管理栄養士・栄養士等を対象に，栄養管理に関する情報の提供等のため，講習会等を開催

旭川市保健所健康推進課
〒070-8525
旭川市7条通9丁目 総合庁舎
電話 (0166) 23-7816